

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成25年12月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
J A三井リース株式会社 代表取締役社長 安田 義則
中道リース株式会社 代表取締役社長 関 寛
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
石巻蛇田ショッピングセンター
石巻市蛇田中央土地区画整理事業地内 第9街区
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
J A三井リース株式会社 代表取締役社長 安田 義則
東京都品川区東五反田二丁目10番2号
中道リース株式会社 代表取締役社長 関 寛
北海道札幌市中央区北一条東三丁目3番地
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の収容台数
(変更前) 760台
(変更後) 510台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 316台
(変更後) 157台
- 5 変更の年月日
平成26年 8月4日
- 6 届出年月日
平成25年12月5日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所
- 8 縦覧期間
平成25年12月18日から平成26年4月18日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。